

平成二十五年法律第百十号

消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律

目次

第一章 総則（第一条～第六条）	地域防災力の充実強化に関する計画
第二章 地域防災力の充実強化に関する計画（第七条）	
第三章 基本的施策	
第一節 消防団の強化等（第八条～第十六条）	
附則 第一章 総則（目的）	
第二節 地域における防災体制の強化（第十一条～第二十一条）	

の多様な主体が適切に役割分担をしながら相互に連携協力して取り組むことが重要であるとの基本的認識の下に、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の強化とともに、住民の防災に関する意識を高め、自發的な防災活動への参加を促進すること、自主防災組織等の活動を活性化すること等により、地域における防災体制の強化を図ることを旨として、行わなければならない。

第一条 この法律は、我が国において、近年、東日本大震災という未曾有の大災害をはじめ、地震、局地的な豪雨等による災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産の災害からの保護における地域防災力の重要性が増大している一方、少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となつて、地域防災力の充実強化に寄与することとなること、また、地域防災力の充実強化に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地域防災力の充実強化に関する計画の策定その他地域防災力の充実強化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、住民の積極的な参加の下に、消防団を中心とした地域防災力の充実強化を図り、もつて住民の安全の確保に資することを目的とする。（定義）	第二条 この法律において、「地域防災力」とは住民一人人が自ら行う防災活動、自主防災組織（灾害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条の二第二号に規定する自主防災組織をいう。以下同じ。）、消防団、水防団その他の地域における多様な主体が行う防災活動並びに地方公共団体、国及びその他の公共機関が行う防災活動の適切な役割分担及び相互の連携協力によって確保される地域における総合的な防災の体制及びその能力をいう。
第三条 地域防災力の充実強化は、住民、自主防災組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等	（基本理念）

の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるものとする。地区防災計画が定められた地区的地区居住者等は、市町村に対し、当該地区的実情を踏まえた前項に規定する事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができるとする。

第三章 基本的施策	（消防団の強化）
第一節 消防団の強化等（第八条～第十六条）	
（消防団への加入の促進）	（消防団への加入の促進）
第二節 地域における防災体制の強化（第十一条～第二十一条）	
（消防団員の協力）	（消防団員の協力）
第三節 地域防災計画（災害対策基本法第四十二条第三項に規定する地区防災計画をいう。次項において同じ。）を定めた地区について、地区居住者等（同条第三項に規定する地区居住者等をいう。次項において同じ。）の参加	（事業者の協力）

2 事業者は、その従業員が消防団員としての活動を行うために休暇を取得したことその他の消防団員であることとはあつたことを理由として、当該従業員に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのつとり、地域防災力の充実強化を図る責務を有する。	（消防団の責務）
第五条 住民は、第三条の基本理念にのつとり、地域防災力の中核として欠くことのできない代替のない存在であることに鑑み、消防団の抜本的な強化に関する施策を効果的に実施するため必要な調査研究、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。（住民の役割）	（消防団への加入の促進）
第六条 住民、自主防災組織、市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等は、地域防災力の充実強化に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。（関係者相互の連携及び協力）	（消防団員の協力）
第七条 市町村は、灾害対策基本法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画において、当該市町村の地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めるものとする。（市町村による防災体制の強化）	（消防団の教育訓練の改善及び標準化等）
第二章 地域防災力の充実強化に関する計画	（消防団員の教育訓練の改善及び標準化等）
第一条 市町村は、灾害対策基本法第四十二条第一項の規定により消防団員との兼職が認められた場合には、国家公務員法第百四条の許可又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十八条第一項の許可の権限を有する者をいふ。（第三項において同じ。）は、職務の遂行に務められた場合に、公務員から報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することを認めるよう求められた場合には、任命権者（法令に基づき国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第四百四条の許可又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十八条第一項の許可の権限を有する者をいふ。（第三項において同じ。）は、職務の遂行に務められた場合には、国家公務員法第百四条の許可又は地方公務員法第三十八条第一項の許可を要しない前項の規定により消防団員との兼職が認められない。（消防団員の教育訓練の改善及び標準化等）	（消防団員の教育訓練の改善及び標準化等）
第二条 市町村は、所定の教育訓練の課程を修了した消防団員に対する資格制度の円滑な実施及び該資格を取得した消防団員の適切な待遇の確保に努めるものとする。（市町村による防災体制の強化）	（消防団員の教育訓練の改善及び標準化等）

び資質の向上、必要な資材又は機材の確保等に努めるものとする。

(自主防災組織等の教育訓練における消防団の役割)

第十八条 市町村は、消防団が自主防災組織及び女性防火クラブ(女性により構成される家庭から生ずる火災の発生の予防その他の地域における防災活動を推進する組織をいう)、少年消防クラブ(少年が防火及び防災について学習するための組織をいう)、市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織(以下「女性防火クラブ等」という。)の教育訓練において指導的な役割を担うよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自主防災組織等に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、自主防災組織及び女性防火クラブ等に対し、教育訓練を受け機会の充実、標準的な教育訓練の課程の作成、教育訓練に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

(市町村に対する援助)

第二十条 国及び都道府県は、市町村が行う自主防災組織及び女性防火クラブ等の育成発展を図るための取組を支援するため必要な援助を行うものとする。

(防災に関する学習の振興)

第二十一条 国及び地方公共団体は、住民が、幼稚期からその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて防災についての理解と関心を深めることができるように、消防機関等の参加を得ながら、学校教育及び社会教育における防災に関する学習の振興のために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第七条第二項及び第三項の規定 災害対策基本法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五十四号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日
- 二 第十条の規定 経過した日 公布の日から起算して六月を